吸収分割に関する事前開示書類

令和 3 年 2 月 25 日

株式会社テーオーホールディングス

廣瀞株式会社

令和 3 年 2 月 25 日

各位

株式会社テーオーホールディングス
代表取締役　小笠原康正

廣辯株式会社
代表取締役　伊藤敬一

株式会社テーオーホールディングス及び廣辯株式会社による会社分割に係る事前開示

（吸収分割会社　　：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示書面）
（吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示書面）

株式会社テーオーホールディングス（以下,「TOHD」といいます。）及び廣辯株式会社（以下,「廣辯」といいます。）は，令和 3 年 2 月 16 日付で，TOHD を吸収分割会社，廣辯を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下,「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約書を締結いたしましたので，ここに本吸収分割に係る事前開示をいたします。

１．吸収分割契約の内容

別紙１「吸収分割契約書」のとおりです。

２．会社法第 758 条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

廣辯は，本吸収分割の対価として TOHD に金 540 百万円の金銭を交付することにいたしました。本対価金額については，承継対象事業の資産負債その他対象事業の現状及び将来の見込み等を総合的に勘案し，両当事者における協議のうえ決定されたものであり，相当であると判断しております。

３．計算書類等に関する事項

（１）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

廣辯の成立の日における貸借対照表の内容下記のとおりです。

貸借対照表（令和 3 年 2 月 15 日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	―
現金及び預金	50 百万円	資本の部	
固定資産	―	資本金	50 百万円
資産合計	50 百万円	負債及び資本合計	50 百万円

（２）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分，重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

廣辯は，令和 3 年 2 月 16 日付で，承継会社との間で別紙１の吸収分割契約を締結したほか，下記の分割会社との間で吸収分割契約を締結し，令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として，下記の事業を分割会社から承継する予定です。

分割会社	承継する事業内容	（令和 2 年 5 月 31 日現在）	
		承継資産 帳簿価額	承継負債 帳簿価格
株式会社テーオー総合サービス	介護保険施設等ケアサービス事業	89 百万円	60 百万円

（３）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

TOHD は，金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び四半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等に関しましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET)」よりご覧いただけます。

（４）吸収分割会社において最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分，重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

TOHD は，令和 3 年 2 月 12 日，アサヒ調剤薬局株式会社（以下,「アサヒ調剤」といいます。）との間で，廣辯の全株式をアサヒ調剤に譲渡する旨の基本合意を締結し，令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として，廣辯の全株式をアサヒ調剤に譲渡する予定です。

４．吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

（１）吸収分割承継会社における債務の履行の見込みについて

廣辯の令和 3 年 2 月 15 日現在の貸借対照表における資産の額は 50 百万円，負債の額は 0 円であり，その後，これらの額に重大な変動は生じておらず，本吸収分割の効力発生日までに廣辯の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

また，本吸収分割後の廣辯の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について，廣辯の債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されておりません。

以上により，廣辯の債務については，本吸収分割の効力発生日以降も，債務の履行の見込みがあると判断いたします。

（２）吸収分割会社における債務の履行の見込みについて

TOHD の令和 2 年 5 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 16,141 百万円，負債の額は 15,575 百万円，純資産の額は 565　百万円であり，また，TOHD は廣辯から本吸収分割により承継される権利義務の対価として，金 540 百万円の支払いを受けるため，本吸収分割により TOHD が廣辯に対して移転する資産の額を考慮しても，本吸収分割後における TOHD の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また，本吸収分割後の TOHD の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について，TOHD の債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されておりません。

以上より，TOHD の債務については，本吸収分割の効力発生日以降も，債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

【別紙１】

吸　収　分　割　契　約　書

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社テーオーホールディングス（吸収分割会社。以下，「ＨＤ」という。）と，廣辯株式会社（吸収分割承継会社。以下，「廣辯」という。）とは，ＨＤがその事業に関して有する権利義務を廣辯に承継させる吸収分割（以下，「本吸収分割」という。）に関し，次のとおり吸収分割契約（以下，「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

ＨＤは，本契約に定めるところに従い，本吸収分割により，ＨＤの不動産管理事業の一部に関して有する権利義務を廣辯に承継させ，廣辯は，これをＨＤから承継する。

２　本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

吸収分割会社

商号：株式会社テーオーホールディングス

住所：北海道函館市港町三丁目１８番１５号

吸収分割承継会社

商号：廣辯株式会社

住所：北海道函館市北浜町５番１２号

第２条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下，「効力発生日」という。）は，令和３年４月１日とする。ただし，手続の進行に応じ必要があるときは，本契約当事者間で協議の上，会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第３条（承継する権利義務）

廣辯は，本吸収分割により，別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産，債務，雇用契約その他の権利義務を効力発生日においてＨＤより承継する。ただし，不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

２　前項により廣辯が承継する債務については免責的債務引受けの方法による。

第４条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

ＨＤと廣辯は，本吸収分割の対価を金銭とし，金５４０，０００，０００ 円（以下，「本件分割価額」という。）と定めるものとする。なお，本件分割価額の詳細については，承継資産等にかかる個別価額が確定した段階で，必要に応じ，別途，甲乙間で覚書等を取りかわす。

第５条（吸収分割承認総会等）

ＨＤは，会社法第７８４条第２項の規定により，本契約につき会社法第７８３条第１項

に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行うものとする。

2　廣辯は，効力発生日の前日までに，本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第３１９条第１項により，株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を行うものとする。

第６条（その他の組織再編等）

本契約当事者は，廣辯が，株式会社テーオー総合サービス（住所北海道函館市港町一丁目１７番８号）を吸収分割会社とし，廣辯を吸収分割承継会社とする両社間での吸収分割（吸収分割契約締結日は本契約締結日と同日付。効力発生日は本吸収分割の効力発生日と同日付。）を行う予定であることを確認する。

第７条（会社財産の善管注意義務）

本契約当事者は，本契約締結後，本吸収分割の効力発生日に至るまで，善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務を執行し，かつ一切の財産管理の運営をなすものとし，本件対象事業につき重大な影響を及ぼす行為を行う場合には，予め本契約当事者間で協議の上，これを実行する。

第８条（吸収分割条件の変更，吸収分割契約の解除）

本契約当事者は，本契約締結後，本吸収分割の効力発生日に至るまで，天災地変その他の事由により，両社いずれかの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は，本契約当事者間で協議の上，吸収分割条件を変更し，又は本契約を解除することができる。

第９条（合併契約の効力）

本契約は，次の各号のいずれかに当たる場合には，その効力を失う。

①　効力発生日の前日までに，本契約当事者において，第５条に規定する承認機関における本契約の承認が得られなかった場合

②　効力発生日までに，法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

③　効力発生日までに，第６条に記載する吸収分割がその効力を失った場合

第１０条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか，本吸収分割に際し必要な事項は，本契約の趣旨に従い本契約当事者間で協議の上，これを定める。

本契約締結を証するため，本書１通を作成し，本契約当事者が記名押印のうえ，原本を廣辯が保有し，その写しをＨＤが保有する。

令和３年２月１６日

北海道函館市港町三丁目１８番１５号
（吸収分割会社）　株式会社テーオーホールディングス
代表取締役　　小笠原康正

北海道函館市北浜町５番１２号
（吸収分割承継会社）　廣辯株式会社
代表取締役　　伊藤敬一

【承継対象権利義務明細表】

廣辯が本吸収分割によりＨＤから承継する権利義務については，法令又は契約上承継できないものを除き以下のとおりとする。これらの権利義務のうち，資産及び債務その他の負債については，令和２年５月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし，これに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

１．資　産

（１）流動資産

本件対象事業に属する一切の流動資産

（２）固定資産

①　有形固定資産

本件対象事業に属する土地，建物，建物付属設備，工具器具及び備品等の一切の有形固定資産（土地建物につき別添承継不動産一覧表記載のとおり）

②　無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェア等の一切の無形固定資産

③　投資その他の資産

本件対象事業に属する繰延税金資産等の一切の投資その他の資産

２．債　務

（１）　流動負債

本件対象事業に属する一切の流動負債

（２）　固定負債

本件対象事業に属する一切の固定負債

３．承継するその他の権利義務等

（１）　本件対象事業に関する業務委託に関する契約、リース契約、賃貸借契約，フランチャイズ契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

（２）　その他承継する権利義務

本件対象事業に属する一切の知的財産権，ノウハウ及びこれらの使用権及び実施権

（３）　許認可等

本件対象事業に関して取得している一切の許可，承認，登録等のうち，法令上承継可能なもの

表】

継で
他の
こし，

刃の

ラ
契

施

承

【承継不動産一覧表】

【土　地】

① 不動産番号　４４０００００１８４８６９
所　　在　函館市北浜町
地　　番　５番５
地　　目　宅地
地　　積　１０７２．９３㎡

② 不動産番号　４４０００００１８４８７１
所　　在　函館市北浜町
地　　番　５番７
地　　目　宅地
地　　積　１１２．０８㎡

③ 不動産番号　４４０００００１８４８７２
所　　在　函館市北浜町
地　　番　５番８
地　　目　宅地
地　　積　３０３８．４８㎡

④ 不動産番号　４４０００００１８４９０９
所　　在　函館市北浜町
地　　番　５番４６
地　　目　宅地
地　　積　８６．２６㎡

⑤ 不動産番号　４４０００１００８１１２３
所　　在　函館市北浜町
地　　番　５番４８
地　　目　宅地
地　　積　９０２．７０㎡

【建　物】

① 不動産番号　　４４０００００１８９８５５
所在地番　　函館市北浜町　５番地５
家屋番号　　５番５
種　　類　　店舗
構　　造　　鉄骨造アルミニューム板葺平家建
床 面 積　　４１８．９２㎡

② 不動産番号　　４４０００１００８３０１３
所在地番　　函館市北浜町　５番地８、５番地４８
家屋番号　　５番８
種　　類　　寄宿舎・養護所
構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床 面 積　　１階１２１６．７６㎡
２階　９９０．８２㎡
３階　９９０．８２㎡

③ 不動産番号　　４４０００００１８９８５８
所在地番　　函館市北浜町　５番地９、５番地８
家屋番号　　５番９
種　　類　　店舗
構　　造　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積　　８２３．９８㎡